

オーストリアの発券銀行と通貨

中 村 英 雄

この小稿では、創立以来ことしでちょうど一六〇年を数えたオーストリアの発券銀行——オーストリア国民銀行 *die Oesterreichische Nationalbank*——の波瀾にとんだ歴史の断片と興味ある現状の一斑を取上げてみたい。

一 オーストリア国民銀行の変遷

この銀行ははじめ一八一六年六月一日に特許オーストリア国民銀行 *die Privilegirte österreichische Nationalbank* として発足したもので、民間株式会社形の形をとる。政府とは独立の発券銀行になるはずであった。⁽¹⁾

同行創設の時代的背景については多く語ることを必要としないであろう。ここでは、ただ、「ウィーン会議」(一八一四—一五年)の翌年にそれが創設されたことだけを言っておこう。オーストリアでは一八世紀半ばからあいつぐ戦争の財政的圧迫によって、政府が、金属の裏付けをもたないいろいろの紙幣の発行を重ねてきた。そのため、この時期になって、まず第一に必要とされたのは安定した通貨制度の整備であった。すなわち、減価した

オーストリアの発券銀行と通貨

オーストリアの発券銀行と通貨

数種類の政府紙幣を、銀貨の裏付けをもった兌換銀行券でおきかえて整理することが急務とされていた。こういった要請に応じて創設されたのが、この特許オーストリア国民銀行である。⁽²⁾ 同行に対する特許状の中で、政府はつぎのように約束している。すなわち、『今後、強制価値と強制通用力をもつ新たな紙券通貨を発行してはならず、また現に流通している紙券通貨の数量を増大してはならない。もし、異常事態が発生し、そのために、国家が普通もっている財政手段ではそれを処理できないような場合には、財政当局は、強制通用力をもつ紙券通貨を全く利用しないで、別途に資金流入の方途を講ずるか、あるいはそれ以外の補助的非常手段によって、こういった支出を賄うことを考慮するであろう』というのである。⁽³⁾

一八六七年にオーストリア・ハンガリー二重帝国が成立した。当然の成行きとしてハンガリーは独自の中央銀行、独自の通貨を要求した。これに対し、オーストリアは発券銀行と通貨の統一を維持するために懸命の努力をつづけ、ついに一八七八年七月一日、念願がかなってそれまでの「特許オーストリア国民銀行」が正式に「オーストリア・ハンガリー銀行」*die Oesterreichisch-ungarische Bank* と改称されて、ひきつづき二重帝国における銀行券発行の特権を保持することとなり、それに伴って従来のオーストリア通貨グルデンはそのままオーストリア・ハンガリー二重帝国の共通通貨となったのである。このようにして、オーストリア・ハンガリー二重帝国では、憲法、政府、議会がそれぞれ二重に存在する中で、発券銀行政策は統一的に運営されていたのである。⁽⁴⁾

一九一四年六月二十八日、オーストリア皇太子夫妻の暗殺事件に端を発した第一次世界大戦は、結局この国を解体させることになった。一九一四年には人口五三〇万人、国土面積六七・七万平方キロメートルを有していたオーストリア・ハンガリー帝国は、サン・ジェルマン条約（一九一九年九月一〇日）およびトリアノン条約（一

九二〇年六月四日）によって解体されて、そこからチェコスロバキア、ユーゴスラビアおよびハンガリーの諸国が独立し、また国土の一部はルーマニア、ポーランドおよびイタリアに割譲された。その結果、オーストリアには人口六四〇万人、国土面積八・四万平方キロメートルだけが残されることになり、ここに人口、国土とも戦前のほぼ八分の一にあたる小共和国が生まれたのである。⁽⁵⁾

こうした推移の結果、「オーストリア・ハンガリー銀行」は一九二二年七月二十四日の法律によって、翌二三年一月一日から再び「オーストリア国民銀行」という名称に戻って、同共和国の発券銀行となり、旧銀行の施設と職員はそのままこの銀行に引継がれた。⁽⁶⁾ のちに見る通り、こんにちのオーストリア国民銀行は法律的にはこの時から存続しているのである。

オーストリア共和国では、発足の当初から国民の間に、同国のもつ経済構造上の脆弱性とさらには国家の存立そのものに対する不安感が胚胎していた。この共和国は成立のはじめから猛烈なインフレーションに噴なまれ、一九二四年にそれがようやく終息すると、ついでしのびよるデフレーションに悩まされることになった。一九二九年にはじまった世界経済恐慌はこの国にも大規模な失業と国家財政ひいては政治の不安定をもたらした。数多くの銀行が支払い不能に陥った。とくに恐慌が頂点に達した一九三一年五月十二日に起こったクレジットアンジユタルト銀行 *Creditanstalt-Bankverein* の破産は、世界金融恐慌の発端となったことで知られている。⁽⁷⁾

若いオーストリアは、こういった経済的激変にひきつづく社会的緊張関係にうまく対応することができなかつた。一九三四年二月、保守的なキリスト教社会党の戦間的支持者と社会民主主義を奉ずる労働者との間に大規模な武力衝突が発生し、ついには議会制民主主義が中断されるに至った。国際的状况もオーストリアに幸いしな

オーストリアの発券銀行と通貨

つた。一九三八年三月十三日、いわゆる独塊「合邦」Anschluss が行なわれたのである。

つづいて同年三月十七日には、オーストリア国民銀行は「ドイツ・ライヒスバンク・ウィーン本店」die Hauptstelle Wien der Deutschen Reichsbank に改組され、発券銀行としての業務は「ドイツ・ライヒスバンク」に移された。爾来、一九四五年まで七年あまり、この状態が続いた。⁶⁹⁾

第二次世界大戦終了の直前、一九四五年四月二十七日、カール・レンナー (Karl Renner, 14. 12. 1870—31. 12. 1950) を首班とする臨時政府が樹立されて、オーストリア共和国の独立を宣言した。ひきつづき通貨・金融制度の再建が企てられたが、その第一歩は中央銀行を復活することと、戦争末期から閉鎖されていた国内の各金融機関を再開することであった。一九四五年七月三日の「発券銀行移行法」Notenbank-Überleitungsgesetz は、そのため、暫定的にオーストリア国民銀行の法律上の地位をつぎのように規定した。すなわち、同行はドイツ・ライヒスバンクの法律上の継承者ではないけれども、オーストリアにおける通貨の崩壊を防止するために、同国における支払手段の流通と、同じく同国においてドイツ・ライヒスバンクが負っている一定の債務とを継承するものである。⁷⁰⁾

一九五五年になって、いわゆる国家条約 Staatsvertrag vom 15. 5. 1955 が締結され、一〇年間におよんだ米英仏ソ四か国の軍隊による占領状態が終結して(十月二十五日)、オーストリアはようやく事実上の独立を回復した。それと前後して、同年九月八日には「オーストリア国民銀行の法律関係を新たに定めるための法律」が制定されて現在に至っている。その第一条一項にはつぎのように述べられている。『一九二二年七月二十四日付法律にもとづく……) オーストリア国民銀行の法律関係は、この法律の規定に準拠して新たに定められる』と。そして

筆者が参照した法令集では、この点についてつぎのような注釈が加えられている。『この規定が明示しているのは、一九三八年に開始されたが未だ完結していない清算整理手続によって、オーストリア国民銀行は法律上の人格を失わなかったし、また当然この法律によってもそれを失わないという点である。それゆえ、法律上の継続性は明白である。』すなわち、七年間の不法な強制による中断はあったけれども、一九二三年に開設されたオーストリア国民銀行は、法律的にはひきつづき存在しており、現に機能しているというのである。¹⁰

二 グルデン、クローネ、シリング Gulden, Krone und Schilling¹¹

つぎに、オーストリアにおける通貨制度の推移を瞥見しよう。一八五七年九月十九日および翌一八五八年四月二十七日付で、オーストリアではそれまで流通していた雑多な通貨の代りに、「オーストリア通貨」*oesterreichische Währung* が採用されることになった。それは銀本位制で、計算単位はグルデンとよばれ、一グルデンは百クロイツァー *Kreuzer* に細分された。のちに一八七〇年三月九日付で八グルデンおよび四グルデンの金貨を鑄造することが認められた。純金一キログラムから四グルデン金貨が三四四・四個鑄造された。つまり一キログラムの純金は一三七七・六グルデンに相当したのである。一八七九年には民間人の費用負担による銀貨の鑄造が廃止された。

一八九二年八月二日にはオーストリア・ハンガリー二重帝国で金本位制が採用された。計算単位はクローネとよばれ、一クローネは一〇〇ヘラー *Heller* に細分された。純金一キログラムは三二八〇クローネに相当した。金貨一クローネは〇・四二グルデンに等しかった。一八九九年九月二十一日付の勅令は、翌年一月一日からクロ

オーストリアの發券銀行と通貨

「ネ貨がオーストリア・ハンガリー二重帝国において『專一的法定貨幣として従来のオーストリア通貨にとつて代わる』べきことを定め、そのさい一グルデン対二クローネ、一クロイツァー対二ヘラーの比率で換算するものとしていた。

「クローネ紙幣が、第一次世界大戦中および戦後数年間に経験したインフレーションの程度については、多く語るまでもあるまい。一九二四年には一金クローネが一四、〇〇〇紙幣クローネに相当していたことを挙げれば十分であろう。一九二四年十二月二十日のシリング計算法 *Schillingrechnungsgesetz* は一〇、〇〇〇紙幣クローネに相当する新貨幣単位シリングを採用して、このインフレーションの過程に終止符を打ったのである。

第一次世界大戦後、多かれ少なかれオーストリア・ハンガリー帝国を継承することになった前述の諸国が、一九一八年まで共通通貨であったクローネ通貨から離脱したことに伴つて、國際的に清算を要する問題が数多く発生していた。そこで、シリング計算法では、先走つてクローネ通貨制度を完全に廃止することによつて、こうした諸問題の解決に悪影響を及ぼすことのないようにという配慮から、法律上はクローネ通貨の存続を認めながら、他方でオーストリア共和国内部での取引に使用するために、一つの新しい計算単位を導入したのである。この計算単位は經濟状態の変化、とくに紙幣クローネの購買力の低下に対応するものであった。このようにして定められた一シリングの量は〇・〇二一七二〇八六グラム、すなわち一キログラムの純金は四七二三三シリングに相当し、一シリングはさらに一〇〇グロッシェン *Groschen* に細分された。

のちに、世界經濟恐慌の影響を受けて、一九三二年三月二十三日、シリングについておよそ二八%の平価切下が行なわれた。

ところで、一九三八年三月十七日付で、オーストリア国民銀行が改組されてドイツ・ライヒスバンク・ウィーン本店になったことはすでに述べたが、通貨の分野では同日付で、それまで流通していたシリング通貨と並んで、ドイツ通貨ライヒスマルク Reichsmark が暫定的にオーストリアの法定支払手段として導入された。そのさいシリングとライヒスマルクの間の換算率をどのように定めるかは甚だ難しい問題であった。当時の両通貨の購買力については一対一という比率がほぼ実勢を表わしていたし、また公定相場ではシリングの価値がライヒスマルクの二分の一になったことはなかった。しかし、ベルリンは、結局、一ライヒスマルク対一・五シリングという換算率を指示した。こういった換算率は両国民のいずれをも満足させるものではなかった。ドイツ人はオーストリアに何か贈り物をしたと考へたし、他方オーストリア人が、自分たちの実物資産と実質所得が減少して、損害を蒙ったと感じたのは当然である。

ついで同年四月二十三日にはオーストリアにおける二重通貨制度が廃止され、二十五日にはライヒスマルクがオーストリア領域における専一的通貨単位とされて、これ以後七年余にわたって支配力をふるうことになるのである。

三 第二次世界大戦後の通貨改革⁽⁴⁾

第二次大戦が終了したとき、オーストリアの人々はこわれた工場、空っぽの倉庫、そして荒れ果てた住居の中にとり残されて、その手には紙きれ同然の紙幣で膨んだ財布、大枚な預貯金、帳簿上だけの巨大な利潤を握りしめていた。⁽⁴⁾

オーストリアの發券銀行と通貨

オーストリアがドイツの支配から解放されたのちも、自国の法律が整備されるまでなお暫くの間、ドイツの通貨および銀行法は、一九四五年五月一日の権利移行法 *Rechtsüberleitungsgesetz* によってひきつゞき有効とされた。すなわち同年十一月三十日のいわゆる「シリング法」*Gesetz über Maßnahmen auf dem Gebiet der Währung* によってシリングが再導入されて、それにとって代わるまで、ライヒスマルクは依然としてオーストリアの通貨とされたのである。

当時のライヒスマルク総流通高は、前述のライヒスマルク対シリングの換算率一対一・五で計算すると、「合邦」直前の一九三八年二月末のシリング流通高（二一・二億シリング）のおよそ一二倍半に膨脹していた。このほかさらに、旧ドイツ領からライヒスマルク紙幣が流入することも考えなければならなかった。

こういったライヒスマルクのほか、同国を分割占領した米英仏ソ四カ国の軍隊がそれぞれに発行したいわゆる連合軍票シリング *Alliierte Militär-Schillingnoten* もそれと並んで流通していた。米ドルとシリングとの交換比率は一九三七年には一対五であったが、戦後は軍票シリングとの関係で一対一〇とされていた。しかし戦後におけるシリングの減価の程度が、実際には、これよりはるかに大きかったことは明らかである。

臨時政府はまず通貨流通量を縮小するための措置をとった。そのための第一歩は一九四五年七月三日のいわゆる「窓口法」*Schaltergesetz* である。これはソビエト占領地区において国民がもっている預金額の六〇%を封鎖し、残りの四〇%については小切手によって特定の目的にだけ使用することを認めるものであった。当時ソビエト占領地区では銀行が閉鎖されていたが、この法律はそれを再開させることになったのである。

本格的な第一次通貨改革は、前述のシリング法によって行なわれ、ライヒスマルクはオーストリアの法定通貨

としての資格を奪われて、シリングが再び法貨として復活した。ライヒスマルクは一九四五年十二月一日から二十三日までの間に一対一の比率でシリングと交換された。ライヒスマルクを差しだした自然人は一人あたり一五〇シリングまでを新シリング銀行券で受取り、一五〇シリングを超える金額はすべて預金せしめられ、法人は差しだした金額の全額を預金せしめられた。同時に米英仏三カ国の占領地区でも前述の「窓口法」が適用されることになったが、この場合には各人の預金額の六〇％は封鎖され、二八％は小切手によって特定目的にだけ使用するという制約を受けたが、残りの一二％は自由に使用することができた。⁶⁵ こういった措置によって、シリングは七年ぶりにようやく本来の地位を回復することができた。

「シリング法」によって交換にもちこまれた旧通貨の額はおよそ八七億七八〇〇万シリング（その大部分はライヒスマルク紙幣）、それに対して新たに発行されたシリング銀行券は三二億六五〇〇万シリングで、そのうち一五億シリングは占領軍むけ、一七億六五〇〇万シリングは民間むけであった。これによって占領軍の占める重要性が理解されるであろう。結局、オーストリア国民銀行における振替債務をも含めておよそ一六〇億シリングの旧貨流通高が、この措置によってほぼ七〇億シリングに減少したことになる。

第一次通貨改革後もインフレーションはおさまらなかつた。戦時の耐乏生活の反動、原料不足による生産回復の不振、さらに占領軍駐留費の負担等によって、物価騰貴はますます拍車をかけられた。このようにして一九四七年夏には物価が一カ月間に三〇％も上昇するという状態になった。⁶⁶

一九四七年十一月十九日の「通貨保護法」Währungsschutzgesetz（十一月十日発効）によって、再び銀行券の切り替えが行なわれた。今回もまた一人あたり一五〇シリングまでは一対一で新旧銀行券がひきかえられ、それ

以上の金額については旧三に対して新一の割合で交換された。預金の中、一九四五年七月七日から一九四七年十一月十二日までに発生したものについては一对一の交換比率が適用され、それ以後発生したものについては三对一の比率が適用されて、新シリング預金になった。しかしこの通貨措置は実施に手間どったことなどもあって、事前にかなり広く知られてしまったため、所期の目的を十分に達成することができなかった。結局、交換にもち込まれた旧シリング紙幣はわずか二八億シリングで、そのうち一〇億シリングに対しては一对一の、そして残り一八億シリングに対しては三对一の交換比率が適用された。⁴⁰⁾

その当時、急激に進行するインフレーションを抑制するために試みられた方策のうち、最も異色と思われるのは、産業界および農業界の使用主団体の代表と労働組合代表との間で、政府の支援をえて一九四七年から五年まで毎年、「物価・賃金協定」が締結されたことである。これが物価や賃金の高騰を抑えるのに著しい効果をおさめたとは言えないとしても、それが国民に与えた心理的効果は大きかった。また、これが、のちに展開されるようになった所得政策に見られるオーストリア的現象の最初のものであることも指摘されている。⁴¹⁾

オーストリア国民銀行は、第一次通貨改革以来、外国貿易にとって不可欠な米ドルとの間の妥当で安定した交換比率を確立するための努力をつづけた。はじめ占領軍が全く一方的に定めた一ドル対一〇シリングという交換比率は明らかにシリングを過大に評価したものであったが、その後これは徐々に均衡為替相場に接近しつつあった。

一九五二年にインフレーションが終息すると恐慌状態が発生し、失業問題が重大化した。翌一九五三年五月四日、一ドル対二六シリングという新しい為替平価が定められ、爾來一九七一年五月十日まで一八年間それが持続

されたのである。これをもってオーストリア通貨シリリングは、戦争による影響を脱却して、着実な足場をきずいたと言ふことができる。¹¹⁾

四 オーストリア国民銀行の諸機関¹²⁾

さて、ここでオーストリア国民銀行の現状に触れることにしよう。同行について、とくに特徴的であると思われる諸機関の組織面だけを取上げることにしたい。

オーストリア国民銀行は株式会社であつて、同国の発券銀行である（国民銀行法第二条一項）。同行が株式会社の形をとるのは、その独立性を守るためであるとされている。

同行の資本金は一億五〇〇万シリリングで、記名株券一五万株に分割されている（八条一項）が、それを証券市場で売買することはできない。¹³⁾ 株主たりうるものはオーストリア共和国国民ならびに同国内に本拠を有する法人および企業に限られる。株式総数の半分は連邦政府が所有する。株式のうち連邦政府名義以外の部分について、その所有者となりうる資格は連邦政府が定めることになっている（九条）。そして実際には、この部分の株式は金融、農林、商工業、労働組合、消費協同組合および出版関係という六つの方面によって等しい割合で所有されている。¹⁴⁾ こういった資本所有の割当て区分は、国民銀行が単に政府の執行機関にとどまることなく、国民自身のものとして、国民に奉仕せねばならぬことを示しているのである。

同行には三つの機関がある。株主総会 Generalversammlung、評議会 Generalrat および理事会 Direktorium がそれである。

オーストリアの発券銀行と通貨

株主総会は株式所有者の全体会議であつて、毎年一回召集され、同行総裁 *President* がその議長となる。株主総会は評議会から業務報告を受け、決算を承認し、益金の配分を決議し、評議会メンバー六名と会計検査役五名を選任する（十六条）。

評議会は同行の最高管理機関であつて、業務運営および資産管理の全般にわたつて指揮監督を行ない、金融政策に関する一般方針を定め、公定歩合、公開市場取引、最低準備率、国際機関への加入、新銀行券の発行、理事会メンバーの任命、職員の服務および給与規則等々重要事項に関する決定権をもっている（二〇—二二条）。

評議会は同行総裁一名、副総裁 *Vizepräsident* 二名およびその他のメンバー十一名によつて構成される。評議会のメンバーになりうる者はオーストリア共和国の国民で、かつ同国下院 *Nationalrat* 議員の選挙権を有するものとされている。また中央銀行の政策上の配慮ができるだけ国民経済の全分野に及ぶようにするために、評議会のメンバーは国民経済の専門家あるいは経済生活を代表するような人物でなければならないとされており、つぎの各界の代表を加えるべきことが明記されている。すなわち、1 普通銀行業、2 貯蓄銀行業、3 産業、4 小企業、5 農業（以上各一名）および6 サラリーマン・労働者（二名）。

その反面、国家が発券銀行に対して直接的な影響を及ぼすことを防止するために、連邦および州の立法機関、政府のメンバーおよび現職官吏は評議会のメンバーになることができない。さらに、発券銀行がその他の金融機関からも独立的であるために、金融機関の経営を専業とする者が、評議会メンバーのうち四人以上を占めること、および総裁あるいは副総裁になることは禁じられている（二三条）。

評議会を構成するメンバーのうち総裁は連邦大統領によつて任命され、副総裁二名とその他のメンバー五名は

連邦政府によって任命されるが、それ以外の六名のメンバーは株主総会で選出される(二二二―二二五条)。この六名のメンバーについては、株主総会において連邦政府以外の株主が、資本金額一二五〇万シリングごとに一名ずつ指名する(二二八条)。メンバーの任期はいずれも五年で、任命あるいは選出の前提となった資格を失わない限り、任期中に解任されることはない。評議会は原則として毎月一回召集され、総裁がその議長となる(二二条一項)。

理事会は総理事 Generaldirektor 一名、副総理事 Generaldirektorstellvertreter 一名および理事二名ないし四名(現在は四名)によって構成され、国民銀行法と評議会の指示とに基いて、同行の業務の管理・運営にあたり、同行を代表する。理事会は同行の業務運営上、評議会の権限に属さないすべての事項に関して決定を行なう。理事会はいくつかの業務分野に区分され、各理事がそれぞれの分野の長となり、総理事は業務分野の全般にわたって指導・監督にあたる。理事会は必要に応じて会合し、総理事が議長となる。総裁は理事会の会合に出席することができ、その場合には自ら議長となる(三三―三三六条)。

オーストリア国民銀行は特命官吏 Staatskommissär を通じて連邦大蔵省の監督を受ける。特命官吏は、評議会の決定が法規に違反していると判断した場合には、それに対して異議を申立てることができる。大蔵省がこの異議を棄却しない場合には、合法性に関する決定は仲裁裁判所 Schiedsgericht に委ねられ、その判決が下るまで、評議会の決定は実施を延期される(四五―四六条)。この法廷は最高裁判所長官 der Präsident des obersten Gerichtshofes を長とし、連邦政府および国民銀行が派遣するそれぞれ二名ずつのメンバーによって構成される。(四一条四項)。

五 合意にもとづく運営の原則

最後に、右に述べた発券銀行の諸機関、とくに評議会の運営面に言及し、さらにこれらの諸機関の組織や運営がこんにも見られるような形をとるに至った所以にも簡単に触れておきたい。

オーストリア国民銀行は資本金一億五〇〇〇万シリングの株式会社であることはすでに見た。しかし、この資本金の大きさは、経済的にはほとんど重要性をもっていない。そのことは、一九七四年末の同行の貸借対照表の残高が八九一億シリング、保証準備額が八七〇億シリングであったことと比較して見れば明らかである。またこの株式は証券市場での売買が禁じられており、それに対する配当も最高が六％に制限されている。²⁴ またこの資本金は株主にとって投票権の数を決定するだけの意味しかもっていないが、株式総数の中政府が所有する半分以上の部分は、すでに見た通り、国民各層各界を、それぞれの機関や団体を通じてすべて平等に代表しており、その意味で国民的協力の原理を表わしていると言うことができよう。しかし、株主総会の任務は、評議会メンバーの選任以外には、いわばほとんど形式的業務に限られているから、株主は実質上重要な決定に全く参加しないと云ってよい。

同行で最も重要な機関は評議会である。同行に関する最高レベルの決定はすべてこの機関にはかられ、とくに金融政策上の決定はこの機関だけで行なわれる。評議会を構成する十四名のメンバーのうち総裁を含む八名は政府によって任命されるが、その政党別のバランスは注目に値する。第二次世界大戦後一九六六年まで、同国ではキリスト教民主主義の流れを汲む国民党 Österreichische Volkspartei と旧社会民主党から発展した社会党

Sozialistische Partei Österreichs とが連立政府を組織しており、一九五五年オーストリア国民銀行が発足したときには、政府任命による評議会メンバー八名のうち総裁を含む四名は国民党员によって、また第一副総裁を含む残り四名は社会党员によって占められていた。その後六六年に国民党が単独で政権を組織するようになって、さらにまた七〇年以降社会党が単独で政権を組織するようになって、こういった評議会メンバーの政党別構成は変わっていない。このことは、国民銀行に及ぼす各政党の影響力の均衡を維持するという方針が、二十年来一貫して維持されてきたことを示している。株主総会による評議会メンバー六名の選出も、これと全く同じ趣旨で行なわれている。

こういった勢力の均衡は、他面、政党間の意見の対立によって、金融政策の決定に支障をもたらすのではないかという懸念もありうるであろう。しかし、過去二十年間の経験から言えば、そのような危惧は全く存在しなかった。各政党はそれぞれの名声を保持するために、経済問題に精通した人々だけを評議会メンバーとして推薦してきたし、またそのメンバーたちは、任命による者も選出による者もすべて、専ら国民銀行の政策目的ののっとり、厳正に任務を履行してきたのである。そのさい、評議会メンバーが、その任命あるいは選出のさいに前提となった資格を失わないかぎり、五年の任期の途中で解任されることがないという事実も、彼らが政策の決定にあたって各種の利害関係から独立的でありえた有力な理由である。

このようにして評議会では事実上、いわゆる「合意にもとづく運営の原則」が見られるようになり、そこで行なわれる決定はすべて満場一致でなされるようになった。政府、金融機関、労使の団体等、金融政策に対して協力を求められる関係者たちの側からすると、このことによって、国民銀行の措置はすべて非常に大きな重みをも

オーストリアの発券銀行と通貨

つことになったのである。²⁸⁾

ここで、評議会には十四名の正式メンバのほか、政府代表一名が投票権をもたない形で参加していることもつたりとして述べておかねばならない。これはまた、国民銀行と連邦政府との間に、『みのり豊かな本物の協力関係が望ましい形で存在している』ことを示すものと考えられている。²⁹⁾

以上に見た通り、オーストリア共和国の金融政策、とくにその決定の中枢にあるオーストリア国民銀行評議会には、合意あるいは協力の原則と言うべきものが存在して活き活きと機能している。それでは、こういった状況は一体どのような形にして出現したのであろうか。

第二次世界大戦直後には、同国の二大政党はたがいに非常に異った経済哲学を掲げていた。国民党は自由市場経済の急速な復興をとまえ、社会民主党は広範な経済計画の実施を主張していた。しかし、十年間にわたって米英仏ソ四カ国の『占領軍が駐留する中でやりくりをしなければならぬ』という苦しい立場におかれたことがよい刺激になって、重要な諸問題については、両党の見解が一致するようになった。賢明であったのは、金融政策を政党間の争いの場からはずして、できるだけ広い立場でそれを取上げるようになってきたことである³⁰⁾』という点をまずあげるべきであろう。

さらに、前述の第一共和国末期に見られた悲痛なくつかの経験に触れてつぎのようにも言われている。『これは心の痛むような教訓であって、このことの本当の意味はオーストリアが解放されたあとで、はじめて正しく理解されるようになった。……すなわち、いくつかの本質的条件——国家の存立の見込についての信頼、市民の基本的権利の尊重、議会制民主主義の堅持、および特に微妙なある種の問題は政党間の争点にしないこと——が

満たされないかぎり、国家の独立と人民の繁栄はありえないのである。第二オーストリア共和国ではこれまで、金融政策を、公共の利益のためにすべての関係者が協力すべきものとみなしてきているが、それはこのような認識をもとに行っているのである。⁸⁰』

このように、こんにちオーストリアにおける金融政策の決定過程、とくに国民銀行評議会の組織と運営には一つの大きな特色、すなわち「合意にもとづく運営の原則」が見られるが、これは、同国に与えられた苛酷な経験による切実な教訓であり、われわれにとっても示唆に富むものと思われる。

- (1) Scheithauer, Max, Die Oesterreichische Nationalbank, in: Österreichische Bankwissenschaftliche Gesellschaft (Hrsg.), Das Kreditwesen in Österreich, Wien 1968, S. 335.
- (2) Scheithauer, Max, ebenda.
- (3) Korp, Andreas, Die gemeinwirtschaftliche Funktion der Notenbank, in: Die Arbeitsgemeinschaft der österreichischen Gemeinwirtschaft (Hrsg.), Die Gemeinwirtschaft in Österreich, Wien 1972, S. 172.
- (4) Scheithauer, Max, a. a. O., S. 336.
- (5) Der Neue Brockhaus (Lexikon und Wörterbuch), 4. neu bearbeitete Auflage, Band 4, Wiesbaden 1968, S. 88.
- (6) Scheithauer, Max, a. a. O., S. 336.
Kerschagl, Richard, Banksysteme, nationale: (II) Österreich, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Band 1, Stuttgart/Tübingen/Göttingen 1956, S. 593.
- (7) Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy—Its Methods and Results, in: Schmitz, Wolfgang (ed.),

オーストリアの証券銀行と融資

- Convertibility, Multilateralism, and Freedom—World Economic Policy in the Seventies, Essays in Honour of Reinhard Kamnitz, Wien/New York, 1972, p. 27.
- ㉔ Scheithauer, Max, a. a. O., S. 336.
- ㉕ Der Neue Brockhaus, a. a. O., S. 86.
- Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 38.
- Bundesgesetz vom 8. September 1955, BGBl. Nr. 184, Zur Neuordnung der Rechtsverhältnisse der Oesterreichischen Nationalbank (Nationalbankgesetz 1955). Einführung. in : Heigl-Loebenstein-Verosta, Das österreichische Recht, VI) Finanzrecht, I) Geld- und Kreditwesen, S. 1 (vom 1. 5. 1956).
- ㉖ Bundesgesetz vom 8. September 1955, a. a. O., S. 5 (vom 1. 6. 1970).
- ㉗ Schillinggesetz und Erleichterungsverordnung. Einführung. in : Heigl-Loebenstein-Verosta, Das österreichische Recht, a. a. O., S. 1 f. (vom 1. 9. 1949).
- ㉘ Scheithauer, Max, a. a. O., S. 336.
- ㉙ Schillinggesetz und Erleichterungsverordnung, a. a. O., S. 3—5.
- ㉚ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 38.
- ㉛ Sauermann, Heinz, Währungsreform, in : Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 11, Stuttgart/Tübingen/Göttingen 1961, S. 466.
- ㉜ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 39. Sauermann, Heinz, a. a. O., S. 467.
- ㉝ Währungsschutzgesetz. Einführung. in : Heigl-Loebenstein-Verosta, Das österreichische Recht, a. a. O., S. 1 f. (vom 15. 4. 1950).

- Kerschagl, Richard, a. a. O., S. 594.
- Sauermann, Heinz, a. a. O., S. 467 f.
- ⑧ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 40.
- ⑨ Socher, Karl, Monetary Policy in Austria, in: Holbk, Karel (ed.), Monetary Policy in Twelve Countries, Boston, 1973, pp. 3 and 8.
- ⑩ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 40.
- ⑪ Bundesgesetz vom 8. September 1955, a. a. O., S. 1—45 (vom 1. 5. 1956, vom 1. 5. 1956, vom 1. 6. 1970 und vom 1. 4. 1975).
- ⑫ Scheithauer, Max, a. a. O., S. 337.
- ⑬ Korp, Andreas, Die gemeinwirtschaftliche Funktion, a. a. O., S. 337.
- ⑭ Oesterreichische Nationalbank, Bericht über das Geschäftsjahr 1974 mit Rechnungsabschluss 1974, Wien 1975, S. 5.
- ⑮ Oesterreichische Nationalbank, a. a. O., S. 100 f.
- ⑯ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 42.
- ⑰ Socher, Karl, op. cit., p. 31.
- ⑱ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 43.
- ⑲ Scheithauer, Max, a. a. O., S. 343.
- ⑳ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 41.
- ㉑ Korp, Andreas, Austria's Monetary Policy, op. cit., p. 37.